

2 高額介護（介護予防）サービス費の見直しについて

医療保険の現役並み所得に相当する方がいる世帯の高額介護（介護予防）サービス費の負担上限月額を2015年（平成27年）8月から引き上げます。

(1) 対象者及び負担上限月額 [政令規定予定]

ア 対象者

世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる方

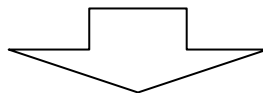
イ 負担上限月額

44,400円

※ただし、同一世帯内の第1号被保険者の収入の合計が520万円（世帯内の第1号被保険者が本人のみの場合は383万円）未満の場合は、37,200円に戻します。
 なお、この収入による判定は、市の税情報による網羅的な把握ができないため、本人の収入額申請（「基準収入額適用申請書」）に基づき判定します。

※公費負担医療受給者の負担上限月額は、現行どおり、所得に関わらず、一律に37,200円となります。

区分	対象者	負担上限月額
第1段階	・生活保護の被保護者 ・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	15,000円
第2段階	・市町村民税世帯非課税で公的年金等（税法上課税対象とならない遺族年金、障がい年金等を含まない。）の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	15,000円
第3段階	・市町村民税世帯非課税で第1・2段階以外の方	24,600円
第4段階	・上記のいずれにも該当しない方	37,200円



[見直し後]

第4段階	① 市町村民税課税世帯で世帯内の第1号被保険者全員が課税所得145万円未満の方 ② 世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がおり、第1号被保険者の収入の合計が520万円（世帯内の第1号被保険者が本人のみの場合は383万円）未満の方	37,200円
第5段階	・世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる方（第4段階の②を除く）	44,400円

(2) 基準日

毎年8月1日 ※前年の所得(収入)をもとに負担段階を決定します。

(3) 上記(1)の但し書きの対象となり得る世帯への対応(収入による判定)

ア 収入額申請の勧奨

税情報をもとに対象となり得る世帯には、毎年7月に「基準収入額適用申請書」を送付し、申請を勧奨します。

また、新たに要介護(要支援)認定申請を行う方で対象となり得る場合は、認定申請の受付後、随時申請を勧奨します。

イ 勧奨の対象者(次の全てを満たす方)

(ア) 世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者が1人以上いる。

(イ) 世帯内に要介護(要支援)認定を受けている方がいる。

※税情報を確認し、総収入が確実に520万円(383万円)を超える場合は、申請勧奨の対象から除外します。

ウ 収入による判定の適用時期等

収入額申請日の翌月から適用します。

なお、申請がない場合は、一律に44,400円と判定します。